

学校法人岩田学園 寄付金募集要項

(特定公益増進法人指定寄付金)

寄付金の募集目的及び用途

- ◇目的 学校の教育研究用施設設備の拡充並びに教育研究の維持向上を図るため。
- ◇用途 (1) 教育研究用の施設設備の整備及び取得費に使用します。
(2) 教育研究に要する経常経費に使用します。

寄付金募集について

- ◇募集目標額 年間700万円
- ◇募集区域 特に定めず全国からとします。
- ◇募集対象 在校生の保護者、卒業生、本校教職員及び学園の趣旨にご賛同いただける方ただし、学校の入学に関する寄付金は除きます。
- ◇募集開始 平成22年 2月 1日より随時受け入れしています。
- ◇寄付金額 一口1万円 可能であれば複数口をお願いします。

応募・納入方法

- ◇応募方法 別紙「学校法人岩田学園 寄付申込書」にご記入いただき、学校事務室へご提出ください。(郵送可)
- ◇納入方法 ①寄付金専用の「郵便払込用紙」又は「銀行振込用紙」にて振り込み(寄付申込書の提出はお振り込み前でも、お振り込み後でも結構です)
②学校事務室へ寄付申込書を添えて現金にて納入

上記①又は②のいずれかの方法でお願い致します。なお、郵便振込及び大分銀行本支店からの銀行振込の場合は、振り込み手数料を学校が負担いたします。
※お手元に「寄付申込書」及び「振込用紙」がない場合は事務室までご連絡ください。

寄付金の管理方法

学校会計の「寄付金収入」で受け入れ、学校法人代表者名による銀行口座で管理します。

寄付金に対する税法上の取り扱いについて

学校法人岩田学園は国の定める「特定公益増進法人」であり、当学園に対する寄付金については、個人の場合、確定申告をすることにより所得税の寄付金控除が受けられます。

- ◇寄付金控除額
年間に支出した寄付金額を下記の計算式にあてはめ控除額を計算します。
計算式：(その年に支出した寄付金合計額) - 2千円 = 寄付金控除額

- ◇手続き
寄付をした翌年に確定申告をすることにより控除が受けられます。
申告の際は下記の書類が必要です。
①学園が発行した寄付金領収書 (後日郵送)
②特定公益増進法人証明書の写し (//)
③給与所得者の場合は給与所得の源泉徴収票

※①、②の書類は、後日郵送にて学園からお送りします。
※その他寄付金控除にかかる詳細は最寄りの税務署へお尋ねください。

個人情報の取り扱いについて

寄付金申し込みに伴うご住所・ご芳名などの個人情報につきましては「学校法人岩田学園個人情報保護に関する規則」に基づき保護に万全を期します。

会社等法人からの寄付について

会社等法人が(財)日本私立学校振興共済事業団の「受配者指定寄付金制度」を利用して特定公益増進法人である当学園に寄付をした場合は、その全額を損金に算入することが出来ます。会社等法人様からの寄付も受け付けておりますので、学校事務室までお問い合わせください。

〔 寄付金についてのお問い合わせ先：〒870-0936 大分市岩田町1丁目1番1号
学校法人岩田学園 事務室 TEL097-558-3007 〕